

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 事（事務担当）	山 口 遼
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

議事録

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 令和8年1月20日（火） 午後2時52分から午後3時19分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館2階 会議室2-1・2-2</p> <p>3. 出席委員（15人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（0人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 41号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 42号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）</p> <p>日程第 5 議案第 44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）</p> <p>日程第 6 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主事 山口 遼 植松 佑太である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午後2時52分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和8年1月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p> <p>《会長あいさつ》</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より1月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》 それでは、 議席番号 5 番 日榮 隆広 委員 議席番号 6 番 佐野 哲司 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p>																								
<p>会長</p>	<p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第41号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第42号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第43号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>議案第44号</td> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・</td> <td>9件</td> </tr> </table>	議案第41号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	7件	議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	5件	議案第43号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・	20件	議案第44号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・	2件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・	10件		2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・	1件		3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・	1件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	9件
議案第41号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	7件																							
議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	5件																							
議案第43号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・	20件																							
議案第44号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（権利移転）・・・・	2件																							
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・	10件																							
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・	1件																							
	3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・	1件																							
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	9件																							
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請7件について審議をお願いします。</p> <p>まず、議案番号2番の審議をおこないます。議案番号2番については総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p>																								
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p>																								
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 2 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																								

会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請 2番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p>
会長	<p>続きまして、議案番号5番の審議をおこないます。議案番号5番についても総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p>
事務局	<p>《事務局説明》(5番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号5番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>譲受人の住所が申請地よりすこし遠いですが、耕作に通うということでしょうか。</p>
事務局	<p>作業委託での営農計画となっています。</p>
会長	<p>その他宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請 5番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p>
会長	<p>それでは、議案番号1番、3番から4番および6番から7番について、審議を</p>

事務局	<p>お願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》（1番、3番から4番および6番から7番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第41号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>（発言なし）</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請1番、3番から4番および6番から7番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>（全員挙手）</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請5件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は現在不動産業と兼業で、妻の実家が豊川市で営む農家で農業に携わっておりましたが、妻の実家は妻の姉夫婦が後継者と決まっておりますので、私は自身の出身地である愛西市に戻って、自身で農業を営むこととし、耕作地を賃借しました。きちんと耕作地を維持管理するためには、耕作地からさほど遠くない位置で、かつ敷地内に農具置場や農作業場を設けることが可能な農家住宅が必要であると考え、候補地を探しましたところこれらの条件を満たす本申請地が見つかりました。今般の申請にて申請地を譲り受け、農家住宅を建築する計画です。</p> <p>（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は令和7年9月に現在の居住地に引っ越してきましたが、北側道路から自宅へ進入する道路が狭いため既存の駐車スペースだけでは苦勞しています。周辺の交通状況に十分注意しながら車を動かしていますが安全性を保つ事はできません。申請地を利用できる事で車両の旋回も可能になり私を含め家族も安心して車を利用する事が出来ます。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。</p>

	<p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では168枚のパネル(発電出力:98.28kw)を設置し、総事業費は約1,330万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では128枚のパネル(発電出力:74.88kw)を設置し、総事業費は約1,103万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では128枚のパネル(発電出力:74.88kw)を設置し、総事業費は約1,095万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。</p> <p>以上、5件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第42号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請5件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取(一括方式)について20件の説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》(1番から20番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 申請番号1番から20番、全体筆数は101筆、面積は110,235㎡です。</p> <p>愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、18名の方々が借り</p>

	<p>受けております。内容につきまして、作物は水稻、レンコン、花き、蔬菜です。</p> <p>愛知県の認可・公告予定年月日は2月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和8年3月1日となっております。権利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第43号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式） 20件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転）について 2件の説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》（1番から2番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明）以上、2件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第44号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第44号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（権利移転） 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。</p>

会長	<p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から10番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、10件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から9番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、9件、11筆の合意解約を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、1月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午後3時19分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和8年1月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号5番委員 日 榮 隆 広

議事録署名者
議席番号6番委員 佐 野 哲 司